



令和3年度老人保健健康増進等事業（老人保健事業推進費等補助金）
 介護保険施設・事業所における高齢者虐待防止に資する体制整備の状況等に関する調査研究事業

施設・事業所の高齢者虐待防止体制の現状と対策

目的

高齢者虐待防止の体制整備が義務化
 （令和3年度介護報酬改定・基準省令改正）

委員会の開催

指針の整備

研修の実施

担当者選任

- 全介護サービスが対象
- 3年間の経過措置期間（令和6年4月1日より義務、それ以前は努力義務）

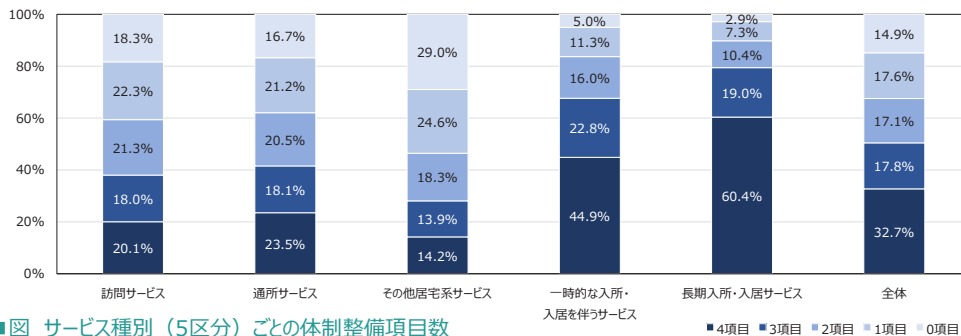


- 介護施設・事業所に対する大規模調査を実施し、基準省令改正に伴い義務付けられた体制整備の現状把握を行うこと
- 調査結果に対して、体制整備に影響する要因や体制整備がもたらす効果、課題等の観点から分析を行うこと
- 施設・事業所における具体的な体制整備方法の参考となり、かつ保険者・監督権者（自治体）において集団指導等によって伝達すべき内容の参考ともなる内容を整理し、資料化すること
- 事業結果より、国が経年実施する調査の利活用及び調査内容の検討等に資する提案を行うこと

概要

施設・事業所に対する全国調査

- 対象：全国・全種類の介護サービス施設・事業所（介護給付分）、及び軽費・養護老人ホーム
- 方法：都道府県（必要に応じて市町村）を通じて自治体ごとの所管施設・事業所すべてに調査依頼の送付・周知を依頼し、調査サイト上で回答するオンライン調査
- 期間：令和3年10月1日～11月15日
- 結果：周知先206,621か所に対し、46,120件（22.3%）の回答が得られた。義務化された体制整備4項目（委員会、指針、研修、担当者）のすべてを整備している施設・事業所の割合は32.7%で、サービス種別間の大きな差があり（下図参照）、今後一層の周知や取り組みの促しが必要と考えられた。また、人材育成等の体制、職場内外の研修、サービスの質担保や地域貢献等のための体制、職員支援等のための体制等に資する取り組みを行っている場合に虐待防止の体制が整備されやすいことが示唆された。



■図 サービス種別（5区分）ごとの体制整備項目数

体制整備の具体的方法等に関する資料作成

- 名称：施設・事業所における高齢者虐待防止のための体制整備—令和3年度基準省令改正等に伴う体制整備の基本と参考例— [令和4年3月版]
- 体裁：A4版本文2色刷り46ページの冊子版 及び PDF版
- 内容：高齢者虐待防止のために求められる体制整備の概要、具体的な方法や留意点（指針例、調査から得られた実践例等を含む）



成果物（全国の市区町村、都道府県、関係団体等に動画を除いて送付するとともに、いずれも当センターウェブサイトに掲載）

- 研究事業報告書
- 報告書別冊『施設・事業所における高齢者虐待防止のための体制整備—令和3年度基準省令改正等に伴う体制整備の基本と参考例— [令和4年3月版]』及び 同冊子ダイジェスト動画

※本事業の詳細は、認知症介護研究・研修センター（仙台・東京・大府）のウェブサイト「認知症介護情報ネットワーク（DCnet）」に掲載しています。

認知症介護情報ネットワーク
 Dementia Care Information Network
<https://www.dcnet.gr.jp/>